

平成29年度 智頭町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日(金) 午後二時
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	出	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 14名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	欠	16	草 刈 章 博	出
17	平 尾 晴 次	出	18	西 沖 和 己	出

計 3名

4. 欠席委員 席番15番 前川義憲委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 非農地等現況証明願の決定について
- (4) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
- (5) 農地・非農地の判断決定について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第八回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の出席状況は、十四名中十四名の出席となりますので総会は成立します。農地利用最適化推進委員の出席状況は、席番十五番前川義憲委員が欠席です。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番七番國岡美保子委員、席番九番植木克茂委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 異議なしと認め決定いたします。
- 局長 それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第四条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。
- 議長 それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。
- 本件は、農地法第四条第一項の申請で、自ら所有する農地へ農業用施設を設置する為の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。申請人は、鳥取市の〇〇〇〇です。申請地は大字山根の田一筆で、千五百四十五平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- 農地の区分と転用目的については、転用区分は第一種農地と判断されます。転用目的は、雪害により倒壊したビニールハウスを設置し、作業の効率をよくする為、施設内の敷地をアスファルトで地固めするものです。区分と転用目的については適当であると考えます。
- 資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為、問題ないと考えます。
- 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、同意も得ている為問題ないと考えます。
- 許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、来春完成を目指している為該当しないと考えます。
- 申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、問題ないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、既存の施設と同面積であり問題ないものと考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、問題ないと考えます。

被害防除については、誠意をもって対応することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年十月二十三日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から六ページです。

地区担当は十三番山中委員ですが、議案第二号番号一の案件が同事業であり、同案件の貸渡人である為、今案件含め同じく土師地区担当の小林会長に調査結果の報告をお願いします。

小林会長

今回の申請は、昨年の大雪によってハウスが全壊したということで、今までのハウスは連棟でございました。波が続いた形の一つのハウスであったということで、この大雪による雪害ということもありまして、これでは駄目だということで昨年撤去され、今年新たにこの育苗施設をやるんだと。この育苗施設は智頭町をはじめ、町外、河原町、用瀬町までこの苗を出荷しているという風に伺っております。この大雪の決壊によりまして、育苗管理、その他の状況等々をみていった中で全面舗装して、今後、育苗施設としての管理をしていく。各棟を単独で棟を作っていく、そして雪害対策を図っていくということで、事務局の説明の通りで、この内容について課題・問題点はないと判断しました。以上のおり、適当であると考えます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第二号、番号二につきまして事務局の説明を求めます。

局長

議案第一号番号二に関して、今月については取り下げとなりました。申請内容について県の指導がありまして、来月総会に、既存の施設と合わせて転用手続きとします。

議長

続きまして議案第二号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。

議案第二号番号一につきましては、席番十三番山中委員が貸渡人となっているため、農業委員会法第二十四

条の規定に基づき議事参与の制限により、当事案の審議開始から終了まで退席していただきます。当事案終了後に入室、着席していただきます。(山中委員退席)

それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。

局長

議案第二号番号一を説明します。

本件は、農地法第五条第一項の申請で、農業用施設を設置する為の転用です。この申請は、先ほどの議案第一号番号一番と同事業となっております。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。貸渡人は大字山根の〇〇〇〇さん、借受人は鳥取市の〇〇〇〇です。申請地は大字山根の田一筆で、千五百七十九平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域内です。転用区分は第一種農地と判断されます。転用目的は、雪害により倒壊したビニールハウスを設置し、作業の効率をよくする為、施設内の敷地をアスファルトで地固めするものです。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為、問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、同意も得ている為問題ないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、来春完成を目指している為該当しないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、問題ないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになってはいますが、既存の施設と同面積であり問題ないものと考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、問題ないと考えます。

被害防除については、誠意をもって対応することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年十月二十三日、事務局は同日受付になっております。位置図については、議案第一号番号一と同じく、一から六ページです。

地区担当は十三番山中委員ですが、議事参与制限を受ける為、同土師地区担当の小林会長に調査結果の報告をお願いします。

小林会長 調査結果を報告します。先ほどの案件と同じ事業であります。山中委員との貸借関係は、平成七年より育苗施設として借りて作っておったと。雪害によるハウスの倒壊により、育苗管理、その他の状況等々をみていった中で、全面舗装し、育苗施設として管理をしていくということです。今回の申請は適当であると考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第三号、非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号一を説明いたします。

申請人は、大字大背の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大背の田二筆で、合計百七十一．六一平方メートルです。農地でなくなった理由は、明治二十四年月日不詳、申請地上に家を建て、現在に至っています。申請年月日は平成二十九年十月五日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等

につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、七から九ページです。

竹下委員

現地調査を行った結果について、地区担当の席番十二番竹下るみ子委員から報告をお願いします。

報告します。十月三十日、現地確認を行いました。申請者の方に以前から非農地の状態であるという事を確認しましたので報告します。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二を説明いたします。

申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字市瀬の畑一筆で、百三十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和初期に養蚕場として建築し、現在は物置として利用しています。申請年月日は平成二十九年十月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既

に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十から十二ページです。

植木委員

現地調査を行った結果について、地区担当の席番九番植木克茂委員から報告をお願いします。

報告します。十月二十九日、申請者と現地を確認いたしました。申請事由にもありましたように、相当古い建物という事を確認しました。申請と相違無い事を確認しました。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十九年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年十月二十三日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が一筆です。面積は、八百六平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意

があること、
の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして、議案第五号、農地・非農地の判断決定について

智頭町長より「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき把握された荒廃農地について、農地法第二条第一項の「農地」に該当するか否か判断を依頼されたので判断を求める。

平成二十九年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番から番号七十七番まで事務局の説明をお願いします

局 長

議案第五号をご覧ください。

(番号一番から番号七十七番まで、所在・地目・面積・所有者等を説明)

現地調査を行った判断結果について、一番から各担当委員に報告をお願いします。

(現地調査の判断結果を現況写真、航空写真を見ながら説明及び報告)

議 長

以上で判断結果及び説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは、番号七番から番号十七番、番号十九番、番号二十一番から番号二十五番、番号二十七番、番号三十番から番号四十一番、番号四十八番、番号四十九番、番号五十一番から番号六十三番、番号六十六番、番号六十七番、番号七十一番、番号七十二番、番号七十五番から番号七十七番、以上を非農地と判断してよろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議なしと認め以上の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届について

農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十九年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局 長

報告(一)をご覧ください。農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を、二件受理しました。

(報告に基づいて内容を説明)

議 長

農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。

報告（一）について、ご質問、ご意見等はありませんか。（ありませんの声）
質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思ひます。
続きまして、報告（二）地籍調査事業に伴う変更変更確認結果について
平成二十九年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功。
事務局に説明をお願いします。

局長 報告（二）をご覧ください。地籍調査に伴う農地の地目認定について、地籍調査課より照会がありました。
(調査報告に基づいて内容を説明)

地籍調査事業に伴う変更変更確認結果の報告が終わりました。

報告（二）について、ご質問、ご意見等はありませんか。（ありませんの声）
質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思ひます。

議長 以上で、本日の提出案件はすべて終了します。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。
・公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について
・平成二十九年年度先進地視察研修について
・農業委員会特別研修大会の開催について
・「大豆」料理講習会について

議長 以上をもちまして、平成二十九年年度第八回総会を閉会いたします。
局長 ありがとうございます。

次回総会は、十二月八日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年十一月十日

会 長 小 林 功